



VOL.106

トクちゃん新聞

5月号

長男がテニスを始めました！



平成28年5月11日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

●ゴールデンウィーク

業界的には繁忙期で、この時期の**連休は邪魔**でしかないので。でも今年は、カレンダー通りに3連休を2回、思い切っ取りました。**姫路へ潮干狩り、和歌山へゴルフ、三輪さんへお参り**と単発のイベントごとを含め合計6日のお休み、かなりゆっくりしました。**しわ寄せがどこかに来るのかも知れませんが、来るなら来い！ 気力十分、繁忙期を乗り切ります！**

担当：徳野



●事務所移転と説明能力

南森町に来て7年、応接スペースが手狭になってきて、**先日移転先を決めました**。移転は9月ですが、移転後は来社いただいた際も今より少しはゆったりお過ごしいただけると幸いです。



↑三輪山参道

今回、不動産業者さん2社にお世話になりましたが、同じ賃貸物件でも「**資料の作り方**」や「**質問に対する回答の仕方**」によって、「**安心感**」や「**納得感**」に大きな違いがありました。我々の仕事も同じです。「資料の作り方」や「説明の仕方」を工夫することでお客様の「安心感」や「満足感」を高める余地は大いにあると感じています。日々、精進です。

◆今世紀最大のリーク！パナマ文書とは？タックスヘイブンとその対策

担当：小林



今世紀最大のリークとも言われる**パナマ文書**とは、『**パナマの法律事務所が管理していたタックスヘイブンの金融取引記録**』のことです。

内部の極秘機密データが、匿名の人物によって、南ドイツ新聞にリークされました。

そもそも**タックスヘイブン**とは、『**租税回避地**』という意味で、**税金の安い国外(タックスヘイブン)**にペーパーカンパニーをつくり、利益を移転することなどにより、国内の高い税金を逃れることに活用されています。

アマゾンや、アップルなどの世界的な多国籍企業も、**タックスヘイブン**を利用することによる巨額の税金逃れをしており、世界中で問題になっています。

その対策として、世界の主要国は、**国際課税ルール全体を見直すプロジェクト(BEPSプロジェクト)**を立ち上げています。

日本国内の『**タックスヘイブン**を利用している企業』にきちんと課税するだけで、消費税増税分を賄えるとも言われており、早急な対策をとってもらい、安易な増税をやめてもらいたいものです。



◆義援金を支払った場合の税務上の取り扱いについて

担当：北岡



ご存じの通り平成28年4月に熊本地震が発生いたしました。被害にあわれた方に対し心よりお見舞い申し上げます。義援金をお考えの方も多いかと思しますので**会社で支払った場合の税務上の取り扱い**についてご紹介いたします。

・熊本、大分県下の**災害対策本部**もしくは**日本赤十字社**に対して支払った場合

→その**全額が損金**(税務上の経費)の額に算入されます。

・救援活動を行っている**NPO法人**に対して支払った場合

→**支払先の法人によって**損金の額に算入される金額には**限度額**がございます。

・**募金団体**に対して支払った場合

→当該団体が集めた義援金が**最終的に国や地方公共団体に拠出**されるのであればその**全額が損金**の額に算入されます。



その他被災された取引先さんに対する寄付は**交際費とはされず災害見舞金**(但し通常営業再開まで)

として**損金の額に算入**され、また自社製品を**被災者に提供**した場合は**広告宣伝費として損金の額に算入**されます。

上記限度額や**個人で義援金を支払われる場合**等ご不明な点がございましたらご連絡くださいませ。

◆ 税務スケジュール(5月)

担当: 北川



| | | |
|--------|------------------------------|--------------|
| 10日(火) | ・4月分の源泉所得税・住民税の納付 | |
| 31日(火) | ・法人税・消費税の確定申告・納税<<3月決算>> | ・自動車税の納付 |
| | ・法人税・消費税の予定申告・納税<<9月決算>> | ・軽自動車税の納付 |
| | ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告<<6月・9月・12月>> | ・4月分社会保険料の納付 |



☆労働保険の年度更新

5月末日頃、「労働保険料申告書」がお手元に届きます。
申告・納付期間は **6月1日(水)～7月11日(月)**です。
期限内のお手続き、納付をよろしくお願いたします。

☆住民税の特別徴収税額の通知

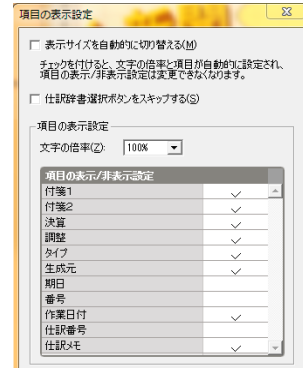
6月分より住民税徴収税額が変更になります。
6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と違う場合があります。
徴収金額にご注意ください。

◆ 使う項目だけを表示する方法 ～弥生会計～

弥生会計の入力画面では、利用していない項目も表示されており、その分入力を進めていくためにはエンターキー等で項目を移動させる必要があります。そこで、不要な項目を表示させないように設定することが可能です。入力画面の上部メニューの中に「表示設定」があります。そちらより、必要な項目だけにチェック(✓)を入れてください。



この設定は、各入力メニューごとに登録できます。
「現金出納帳」と「預金出納帳」とで違う設定が可能ですので、それぞれ入力しやすく画面をカスタマイズしてください。



担当: 岡村



◆ 生前贈与による相続税対策

贈与税の基礎知識と注意点

担当: 池田



平成27年度税制改正により、相続税の最高税率が引上げられ、相続税の基礎控除も4割縮小されました。相続税対策として生前贈与の活用が増えております。そこで、贈与税の基礎知識と基本的な注意点をご紹介します。

- ①納税義務者** 贈与税は**財産を買った人が納めます**。
- ②計算方法** $\{ \text{贈与を受けた財産の価額} - 110\text{万円(基礎控除額)} \} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$
贈与税は1月1日～12月31日までの1年間に贈与を受けた財産価額の合計額に対して課税されます。
- ③申告・納付** 110万円を超える贈与を受けた人は、その贈与を受けた年の**翌年2月1日～3月15日までの間に**、贈与税の申告書を税務署に提出し、贈与税を納付しなければなりません。
- ④証拠を残す** 贈与は、「あげます」、「貰います」とお互いの意思表示があつて成立します。
贈与契約書を作成し双方の合意があつた証拠を残すようにしましょう。
- ⑤財産管理** 預貯金口座への現金振込等による贈与の場合、その口座の名義人が口座管理を行うことが大切です。**預金口座が単なる名義だけの預貯金であった場合には、贈与が認められません。**
- ⑥相続開始前3年以内の贈与** 相続開始前3年以内に贈与された財産は相続財産に加算して、相続税が課税されるので、**基礎控除を利用した生前贈与による相続税の節税効果は失われます。**



生前贈与による相続税対策を行う場合には、長期期間を要することがあります。早期のご検討、実行が必要です。

◆ 華道のお免状いただきます！ 25年も続けてきました！

担当: 徳野久美



この度 華道小原流一級家元教授 のお免状をいただく事になりました。
20歳で始めたお稽古、気がつけば25年もつづけていました。自分でもびっくりしています。
玄関にお花を生けると、心がスツとします。
私の癒し空間です。

ここまで続けてこられたのは、産まれたての赤ちゃんを連れてのお稽古などを快く許して下さった先生、月に一度の研究会(試験)時の子守など、主人や家族の理解とサポートがあつての事だと思ひます。
心より、感謝しています。

5月13日の授与式には、先生と家族への感謝の気持ちで臨みたいと思っております。



◆ 今月のクイズ ～一物四価～

担当: 廣島



一つの土地には複数の価格が存在するので、「一物四価(または、一物五価)」ということがあります。



四価とは四つの公的価格を言いますが、さて、この四つ公的価格、思いつきますか？
以下の○に入る言葉をお考えください。

| | |
|------|----------|
| ○○地価 | ○○地価 |
| ○○価 | ○○○○○評価額 |

四つの価格はそれぞれ定める機関・時期・発表の時期・則る法律等が異なります。

一物五価という場合は、上記の四価に実際に市場で取引される「**実勢価格**」を含めます。また、公示地価と基準地価を一つの価格とし、実勢価格を含めて一物四価という場合もあるそうです。

[答え] : 公示地価 ・ 基準地価
路線価 ・ 固定資産税評価額